

令和5年度（2023年度）
アイヌ工芸品等販売事業 出品者募集要項

札幌市では、令和3年（2021年）3月に策定した「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」の取組の一環として、アイヌ文化に関連した産業等の振興や、市民や観光客がアイヌ文化に触れるきっかけづくりに向け、アイヌ工芸品等の販売機会の確保に向けた取組を実施することとしています。

令和5年度（2023年度）に開催を予定する販売事業の実施に当たり、以下のとおり、アイヌ工芸品等の出品者を募集します。

1 事業概要

令和5年度（2023年度）は、下表のとおりアイヌ工芸品等販売会の開催を予定しています。

区分	定例販売会	出張販売会
会場	サッポロファクトリー	札幌駅前通地下歩行空間（チカホ）
面積	20㎡程度 ※札幌市アイヌ文化PRコーナー内にて実施	48㎡程度
開催月	令和5年：10月 令和6年：1月	令和5年：8月、9月、11月、12月 令和6年：2月
開催日程	開催月の中で1週間程度 （7日程度／月）	開催月の中で1週間程度 （7日程度／月）
営業時間	10時00分～20時00分	10時00分～18時00分

2 募集単位など

(1) 募集単位

個人、または複数のアイヌ工芸作家（以下「作家」という。）で構成するグループ

■グループ形式での出品について（補足）

- ・1グループ当たりの構成人数の上限はありません。
- ・出品開始以降の構成員の追加・変更等も可能です。
- ・下記「3 申込条件」は、制作活動の中心となる「主な作家」（グループ内で2～3人選出ください）のみ必須とします。
- ・商品の受け渡しや売上金の支払、その他各種調整は代表者を通じて行います（グループ内で、個別に担当者を分けても結構ですが、連絡先は代表者とします）。

(2) 備考

- ・複数のグループ、またはグループ・個人の重複申込は不可とします。
- ・制作工程を分業で行っている方は、グループ形式にてお申込みください。ただし、外部発注により商品制作をする場合、当該企業は出品者（構成員）には含みません。

3 申込条件

(1) 居住（所在）地

札幌市在住であるか、工房等の活動拠点が札幌市にあること。

(2) 経歴等

以下のいずれかに該当すること。

ア 公社）北海道アイヌ協会認定の優秀工芸師

イ 機動職業訓練（織布科等の工芸関係課程）を修了した方

ウ 公財）アイヌ民族文化財団が主催する「アイヌ文化実践上級講座」（木彫・刺しゅう・編物いずれか）を修了した方

エ 公財）アイヌ民族文化財団の「アイヌ文化活動アドバイザー」データベース（刺しゅう・木彫・織物いずれか）に登録のある方

オ 平成 30 年度以降、札幌市が開催した、以下いずれかの事業に参加した方

- ・アイヌ工芸品のイベント販売会に出品
- ・アイヌ文化体験講座等での刺しゅう・木彫制作の講師
- ・アイヌアートモニュメント制作の講師（助手を除く）
- ・アイヌ文化のブランド化推進事業での商品開発
- ・札幌アイヌアーティスト作品展への出品
- ・その他これに準じた事業

カ 以下いずれかに該当する作家の推薦がある方

- ・平成 30 年度以降、札幌市が開催したアイヌ工芸品等販売会に出品した作家
- ・上記ア～オに該当する作家

(3) 注意事項等

- ・グループ形式で申込の場合、上記の条件は「主な作家」のみ必須とします。

4 取扱商品

(1) 取扱対象とする商品

ア アイヌ民族の伝統的な工芸品

木彫作品、刺しゅう・編物作品など

イ アイヌ文化に関連した商品

ファッション小物、インテリア小物、その他雑貨類など

(2) 取扱対象外とする商品

ア 食品・飲料

イ 容易に搬出入することが困難な商品（大きさ、重さ、破損しやすさ等を考慮）

ウ アイヌ文化との関連性が認められない商品

エ その他札幌市が販売を行わないことと判断した商品

(3) 備考

- ・商品の値札や陳列スペースには、制作者（グループ）名を表示します。
- ・商品の価格は、札幌市の委託業者との調整により設定いただきます。

5 商品の陳列

- ・原則、出品者（グループ）別による陳列とします。
- ・出品者数が多数となった場合、一定期間ごとに出品者を入れ替えるローテーション制や、陳列数の上限設定（※）等を行う場合があります。
 - ※ どの商品を陳列するかは出品者と相談のうえ、決定します。
陳列されない商品は会場でのカタログ販売（在庫はバックヤード管理）とします。
- ・陳列スペースの配分やレイアウト等は、札幌市にご一任いただきます。

6 申込方法

(1) 提出書類等

- ア 出品申込書（様式1）
- イ 経歴等確認書 兼構成員名簿（様式2）
- ウ 商品サンプル写真（様式なし）

出品を予定する商品について、1商品につき、商品全体が写ったものと、商品の特徴がわかる部分（アイヌ文様を刺しゅうした箇所など）を接写したもの（計2枚）を添付してください。

(2) 提出期限

令和5年5月15日（月）〈必着〉

(3) 提出方法

郵送・持参、電子メール

(4) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階
札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 事業調整担当

7 出品者の決定

- (1) 申込受付後、申込書の内容等について必要な確認を行います。なお、不明点等については、個別にヒアリングを行う場合があります。
- (2) 申込内容は、有識者等で構成する「アイヌ工芸品販売」検討会議に提示し、出品者の決定に先立ち意見を得る予定です。
- (3) 出品者の決定内容等については、書面にて通知いたします（6月中を想定）。

8 申込から出品までの流れ

時 期	実施事項
4月3日	申込受付開始
5月15日	申込締切
5月下旬	「アイヌ工芸品販売」検討会議開催
6月	出品者決定、各出品者への決定通知発送
6月～7月	出品商品等の調整 ※ 札幌市が業務を委託する事業者と調整いただきます。
8月以降	販売開始

9 その他

- (1) 出品料は無料ですが、出品商品の破損等に関する補償はありません。また、出品商品に関するトラブルは、出品者（グループ）にて対応いただきます。
- (2) 商品の販売により生じた収入に関する税の申告等は、各出品者において行ってください。
- (3) 出品者と決定した方には、販売会場での制作実演や商品解説、アイヌ工芸品 PR 映像制作に当たっての出演等を依頼する場合があります。
- (4) 以下に該当する行為があった場合、以降の出品をお断りする場合があります。
 - ア 構成員への売上金の未配分（グループ形式のみ）
 - イ 経歴等の詐称
 - ウ 1か月以上の連絡不通
 - エ 販売会の会場となる施設の秩序を乱す行為
 - オ その他販売事業の円滑な実施を妨げる行為
- (5) 本要項に掲載した販売方法やスケジュール等は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、やむなく変更する場合があります。予めご了承ください。

10 問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 13階
札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 事業調整担当
電話：011-211-2277 メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp